

えびかご漁業の許可の取扱方針

昭和43年6月26日

昭和44年7月 5日 一部改正

昭和55年7月 5日 一部改正

平成 元年6月28日 一部改正

平成 3年3月21日 一部改正

平成 4年6月24日 一部改正

平成17年5月20日 一部改正

(目的)

第1 この方針は、青森県日本海沖合海域におけるえびかご漁業を営む者の許可について、必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 1 所属漁業協同組合長の副申書
- 2 年間事業計画書
- 3 関係漁業法令を遵守する旨の誓約書
- 4 漁具の構造図

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- 1 青森県日本海岸に住所を有する者
- 2 前年度に実績を有する者であって特に知事が必要と認めた者

(操業区域)

第4 操業区域は、青森県日本海沖合海域とする。ただし、西津軽郡深浦町鳥居崎突端から真方位310度の線と西津軽郡深浦町舳作崎灯台中心点から正西の線とによってはさまれた区域及び北緯40度30分以南の区域を除く。

(許可をしない場合等)

第5 青森県海面漁業調整規則第23条の規定を適用するほか、その違反の程度により許可の始期を遅らせることがある。

(許可期間および操業期間)

第6 許可期間は、1年以内とし、操業期間は7月1日から翌年6月30日までとする。

(制限または条件)

第7 許可するに当たっては、次の制限又は条件を付する。

- 1 使用できるかご数は、450個以内とする。
- 2 次に掲げる区域においては、次の期間えびかご漁業の操業をしては

ならない。

(区域A)

次の点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域のうち、北津軽郡中泊町小泊岬北灯台から真方位285度の線以北、水深200メートル以深の区域

基点 北津軽郡中泊町小泊岬北灯台

点の位置

イ 基点から磁針方位270度8.5湊の点

ロ 基点から磁針方位270度12湊の点

ハ 点ロから磁針方位320度の線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台正西の線との交点

ニ 点イから北海道松前郡松前町ヨシ島灯台を見通した線と東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台正西の線との交点

(期間) 12月1日から翌年2月末日まで

(区域B)

北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位285度の線以北における水深200メートル以浅の区域

(期間) 周年

(区域C - 1)

北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点正西の線と同灯台中心点から真

方位 2 8 5 度の線にはさまれた区域のうち水深 2 5 0 メートル以深の
区域

(期間) 1 1 月 1 5 日から翌年 4 月 3 0 日まで

(区域 C - 2)

北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点正西の線と同灯台中心点から真
方位 2 8 5 度の線にはさまれた区域のうち水深 2 5 0 メートル以浅の
区域

(期間) 周年

(区域 D - 1)

北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 2 4 5 度の線と同灯
台中心点正西の線にはさまれた区域のうち水深 2 5 0 メートル以深の
区域

(期間) 9 月 1 日から翌年 5 月 3 1 日まで

(区域 D - 2)

北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位 2 4 5 度の線と同灯
台中心点正西の線にはさまれた区域のうち水深 2 5 0 メートル以浅の
区域

(期間) 周年

(区域 E - 1)

西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端から真方位 3 3 5 度の線と北津軽郡中泊町

小泊岬南灯台中心点から真方位245度の線及び陸岸によって囲まれた区域のうち水深250メートル以深の区域

(期間) 9月1日から翌年6月30日まで

(区域E - 2)

西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端から真方位335度の線と北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位245度の線及び陸岸によって囲まれた区域のうち水深250メートル以浅の区域

(期間) 周年

(区域F - 1)

西津軽郡深浦町鳥居崎突端から真方位310度の線、西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端から真方位335度の線及び北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位245度の線にはさまれた区域のうち水深280メートル以深の区域

(期間) 3月16日から5月31日まで

及び9月1日から11月30日まで

(区域F - 2)

西津軽郡深浦町鳥居崎突端から真方位310度の線、西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端から真方位335度の線及び北津軽郡中泊町小泊岬南灯台中心点から真方位245度の線にはさまれた区域のうち水深280メートル以浅の区域

(期間) 周年

(区域G - 1)

西津軽郡深浦町舳作崎灯台中心点から正西の線と北緯40度30分の線とにはさまれた区域のうち水深250メートル以深の区域

(期間) 9月1日から9月30日まで

及び12月1日から翌年3月31日まで

(区域G - 2)

西津軽郡深浦町舳作崎灯台中心点から正西の線と北緯40度30分の線とにはさまれた区域のうち水深250メートル以浅の区域

(期間) 周年

- 3 操業に当たっては、「青森県日本海沖合におけるえびかご漁業に関する操業協定書」の内容を遵守しなければならない。

(漁獲成績の報告)

- 第8 操業期間終了後、すみやかに別途操業報告書を提出すること。

備考

- 1 許可番号の表示

青森県海面漁業調整規則第13条第1項の規定による許可番号を表示すること。

- 2 青森県海面漁業調整規則第56条第2項の規定によるボンデンに同条第

3項に規定する内容を記載して掲げること。